

## 藤沢市青少年会館の経営方針

青少年に活動の場を提供し、健全な育成を図るために設立された当施設において、「藤沢市青少年育成の基本方針」および国の「子ども・若者育成支援推進法」、「子ども・若者ビジョン」を十分に理解し、指定管理者として業務を遂行します。

これまでの17年に及び青少年施設管理運営で培ってきた管理運営のノウハウを最大限に活かし、青少年の心のよりどころとなる様な活動の拠点として、また地域密着型コミュニティーの形成における拠点施設としての役割を担います。さらには、青少年に様々な体験を提供するため、多種多様な事業展開を図り、ニート引きこもりといった現代の青少年を取り巻く諸問題についても、各関係機関と連携をとり、青少年会館が架け橋となるような体制づくりに努めます。

### ■ 公の施設の管理者としての考え方

当財団は長年にわたり、たくさんの公的施設の管理運営を行ってきた実績を活かした施設管理をおこなうとともに、以下の9項目を心構えとして運営します。

#### 公の施設の管理者としての心構え

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営をおこないます。
- 2 市民が公平に施設利用および事業参加できるよう、公平性透明性のある運営をします。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、施設利用者および事業参加者が安心して利用できる施設づくりをおこないます。
- 4 藤沢市の青少年育成の基本的方針である「ふじさわ子ども・若者計画」を理解し、全ての子ども・若者に応じた事業展開、施設運営を目指します。
- 5 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を理解し、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど環境に配慮した施設運営をおこないます。
- 6 「藤沢市人権施策推進指針」を理解し、誰もが公平に施設利用および事業参加できるよう配慮した施設運営をおこないます。
- 7 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」および「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」を理解し、当財団においても同様の規定を整備し、規定に準じた施設運営をおこないます。
- 8 施設に関する条例に定められた事項、その他関連する法令を遵守し、法とモラルを守った施設運営をおこないます。
- 9 指定管理業務に関する仕様書に従い、藤沢市と定期的に連絡をとりつつ、庶務業務に関する文書および事業計画書・事業報告書を適切に作成し提出します。